

第1次集中改革プランの達成状況等について

参考 1

1 簡素で効率的な行財政運営の推進

取組	第1次集中改革プラン		状況 (H21)	提案	第2次集中改革プラン	
	具体的施策	具体的目標			取組事項	
(1) 健全財政の推進	市単独補助金の見直し 既存の補助金について、今日の社会情勢及びその交付目的や効果について再点検し、廃止、減額及び終期設定等の見直しを行う。	期間内に、補助金総額の15%以上について削減する。	A 達成		4-1 事務事業の総点検 [財政課]市単独補助金の見直し	
	受益者負担の適正化の推進 受益と負担のバランスの点検を行うことで、使用料、手数料及び負担金等の受益者負担について、減免の在り方も含め見直しを行う。	速やかに、受益者負担適正化に向けた取組を進める。	B 実施中	×	4-1 事務事業の総点検	
	公共工事の適正化の推進 複数担当課にまたがっている土木等工事関係情報を共有化し、一括発注等の推進により経費の縮減を図る。	公共工事連絡調整会議(仮称)を設置し、推進する。	A 達成	×	達成又は掲載の必要なし	
	広報等への広告の有効活用 市広報、ホームページをはじめ、各種印刷物、各種事業等において広告掲載を推進し、収入の確保に努める。	広告活用連絡調整会議(仮称)を組織し、推進する。	A 達成		4-4 自主財源の確保及び創出 [財政課]有料広告収入等独自財源の確保 [管財課]共通物品封筒への広告掲載 (共通封筒広告料収入)	
	未利用財産について、不動産、動産を問わず売却等の処分も含め、その活用を積極的に進める。 その他	19年度前半までに、未利用財産の活用について方向性を定め、計画的に有効活用を進める。	B 実施中		4-4 自主財源の確保及び創出 [管財課]未利用財産の有効利用(土地売却収入)	
(2) 事務事業の整理合理化	すべての施策・事業について、次の視点から行政評価等の手法も活用し、積極的な見直しを図る。 廃止が適当ではないか 休止が適当ではないか 統合が適当ではないか 縮小簡素化が必要ではないか 民間委託が適当ではないか 応分の負担が必要ではないか	期間内に、100%の施策・事業を見直し、事務事業数の20%以上について成果を上げる。	A 達成		4-1 事務事業の総点検 [まちづくり課]事務事業評価の拡充	
	(3) 公共施設の統廃合の推進	合併効果等を生かし、次のとおり公共施設の統廃合を推進する。 庁舎の統合をはじめ、公共施設について統廃合に努める。	期間内に、新庁舎の計画を見定め、公共施設の統廃合に着手する。	B 実施中		4-2 公共施設の見直し [政策推進課]市ケーブルテレビ施設の管理 [子ども課]市立保育園の統廃合及び分園化 [健康推進課]健康プラザ整備構想 (保健センターの集中) [長寿介護課]小杉南部ふれあいサロンの整備 (小杉ふれあいセンターの用途変更)

	<p>小学校及び中学校については、適正規模を踏まえて、統廃合及び通学区域の見直しの検討を進める。</p>	<p>期間内に、小・中学校の統廃合及び通学区域の見直しに着手する。</p>	B 実施中	×	4-2 公共施設の見直し
	<p>その他、公共施設の統廃合については、必要に応じ適宜進める。</p>	<p>・公共施設配置の適正化検討会議の設置 ・今後の方針(案)のとりまとめ</p>	B 実施中	×	4-2 公共施設の見直し
(4) 民間活力の導入	<p>民間委託がより効率的な施設管理業務については、積極的にその導入を進める。</p>	<p>環境衛生施設をはじめ、市内すべて100%の公共施設で導入を検討、推進する。</p>	B 実施中	×	1-4 民間活力のさらなる活用
	<p>民間委託がより効率的な業務については、積極的にその導入を進める。</p>	<p>窓口業務及び定型的な業務について導入を進める。</p>	B 実施中	×	1-4 民間活力のさらなる活用
	<p>保育園、幼稚園及び児童館については、ますます多様化、高度化する子育て支援ニーズを踏まえ、民営化を検討する。</p>	<p>保育園については、18年度2園、19年度1園(予定)を民営化しているが、期間内に、さらに2園の民営化を目標とする。 児童館については、民営化保育園と一括して運営可能なものについて民営化を進める。 幼稚園についても、ニーズを見極め民営化を検討する。</p>	B 実施中		1-4 民間活力のさらなる活用 [こども課]市立保育園(及び隣接児童館)の民営化
(5) 指定管理者制度の有効活用	<p>公共施設の統廃合を見定め、指定管理者による管理運営がより効率的であると考えられる施設については、指定管理者制度への移行を積極的に推進していく。 なお、複数施設を一括管理することで、制度のより有効な運用にも努めるものとする。</p>	<p>次の施設について、移行を推進する。 図書館(5) 中央公民館 働く婦人の家 小杉勤労青少年ホーム 大門総合会館 新湊博物館 陶房匠の里 小杉展示館 竹内源造記念館 大門農村環境改善センター 大門コミュニティセンター 大島農村環境改善センター 小杉ふれあいセンター ケーブルテレビ 各地区公民館(27) 小計 45施設 その他、指定管理が適当と考えられる公共施設</p>	B 実施中		1-4 民間活力のさらなる活用 [まちづくり課]指定管理者制度の見直し [まちづくり課]地域振興会によるコミュニティセンターの指定管理者制度への移行
(6) 公営企業の経営健全化	<p>上下水道事業会計 公営企業会計処理を下水道事業においても実施することで、重複業務の軽減を図る。 また、今後の水需要を見直し、幹線水道管の口径を必要最低限にして工事費の縮減を図る。 なお、下水道事業において、災害対策の効率化を進める。</p>	<p>期間内に、下水道事業について公営企業会計処理を行う。 下水道災害対策セキュリティシステムの統一を進める。</p>	B 実施中		4-3 公営企業の経営健全化 [上下水道業務課]下水道事業の公営企業会計導入 [上水道工務課]西部幹線布設事業計画の見直し
	<p>市民病院事業会計 市民病院企業会計においては、民間委託等が可能なものについては、その導入を積極的に推進する。 また、サービスの向上を進め、経営改善を図る。</p>	<p>市民サービスの向上を効率的に行う取組を進めていく。 ・待ち時間短縮システムの拡充を図る。 ・病床数を見直し、増収を図る。(200を199へ) ・看護体制の充実を図る。(13:1を7:1へ)を期間内目標とする。</p>	B 実施中		4-3 公営企業の経営健全化 [市民病院総務課]看護体制の充実 [市民病院総務課]広報活動の充実

2 市民サービスの効率化等

第1次集中改革プラン			状況 (H21)	第2次集中改革プラン	
取組	具体的施策	具体的目標		提案	取組事項
(1) 手続の簡素化等による市民負担の軽減	市民負担の軽減並びに業務合理化の観点から、書式の簡略化、情報の共有、許認可期間の短縮等を推進する。	速やかに進める。	B 実施中	×	1-1 効果的な市民サービスの提供
(2) 電子市役所等サービスの拡充及び人にやさしい行政の推進	ICT社会に対応した行政サービスを推進し、市民の利便性の向上、事務合理化を推進する。 高齢者や障害者にやさしい、行政サービスを推進する。	期間内に、電子申請、電子入札等についての導入スケジュールを明確化する。 広報等の市情報を高齢者や障害者にも分かりやすく伝える仕組みづくりを進める。 また、市内公共施設等についてユニバーサルデザインを進める。	B 実施中		1-2 電子市役所の推進 [課税課]課税資料のペーパーレス化の推進 1-1 効果的な市民サービスの提供 [まちづくり課]窓口時間延長のあり方についての検討
(3) 環境に配慮した行政運営の推進	地球温暖化防止の観点からのクールビズ、ウォームビズ等の推進、また、省エネルギー、経費節約の観点からも積極的に取り入れ、環境に配慮した行政運営を推進する。 また、環境新時代に対応した取組として、太陽光エネルギーの活用の研究を進めるとともに、ハイブリッドカーの積極導入等、地球にやさしい行政運営にも取り組む。	環境に配慮した行政運営について積極的に取り組む。 公共施設において、原則として冷房は28度、暖房は20度を厳守する。 19年度に、「地球温暖化防止射水市役所実行計画」を策定し、18年度エネルギー消費量を基準にして期間内に6%以上削減する。 また、射水市地球温暖化対策推進市民会議と連携し、市民一丸となった対策を推進する。	B 実施中	×	達成又は掲載の必要なし

3 人事・給与の適正化及び組織の活性化

第1次集中改革プラン			状況 (H21)	第2次集中改革プラン	
取組	具体的施策	具体的目標		提案	取組事項
(1) 人事管理及び定員の適正化	集中改革プランの施策を着実に実施することで定員の適正化を推進する。 その実現のため、職員の退職補充については、計画的な採用を行っていく。	18年度から22年度までに7.3%(87人相当)以上を減員する。 ただし、市民病院及び消防については現員を維持することとしており、それらを除く職員では10.5%以上の減員を目標とする。	A 達成		3-2 職員定数及び給与の適正化 [人事課]人事管理及び定員の適正化
(2) 給与等の適正化及び市民に対する公表	人事院勧告を基本としつつも、常に県や県内他都市との均衡を図り、給与全体の適正化を行う。 給与等については、市民の理解が得られるよう、市広報、市ホームページにより分かりやすい形で公表する。	給与全体の適正化を進める。 給与等について分かりやすく公表を行う。	B 実施中		3-2 職員定数及び給与の適正化 [人事課]職員給与等の適正化
(3) 組織の見直し	職員減員の中で、市民の多様なニーズに速やかに対応していくため、弾力的かつ簡素で合理的な組織機構の構築を推進する。	新庁舎の進ちょくを見定め、常に簡素で合理的な組織機構としていくよう段階的に進めるとともに、内部の連携の充実を図る。	B 実施中		3-3 効率的な組織体制の構築 [人事課]組織の見直し
(4) 多様な雇用形態の活用	定年退職者等の再任用や任期付職員の活用も検討しながら、多様化する行政需要に弾力的で効率的な行政組織となるよう進める。	多様な雇用形態を有効に活用し、弾力的で効率的な行政組織となるよう進める。	B 実施中		3-3 効率的な組織体制の構築 [人事課]多様な任用形態による人材の有効活用
(5) 公正かつ客観的な人事評価システムの構築	公正かつ客観的な人事評価システムを構築し、能力・実績を積極的に人事に反映し、職場の活性化を図る。	18年度に管理職を対象に、19年度に一般職を対象に試行することとしており、20年度に本格運用を図る。	A 達成		3-1 職員の能力向上及び意識改革 [人事課]公正かつ客観的な人事評価制度の運用
(6) 職員の意識改革と人材育成の推進	市民に信頼される職員を育成するため、意識改革、能力開発を重点として、次のとおり研修を強化する。 全職員を対象に厳しい自治体経営への認識喚起等、意識改革等について研修を実施する。	職員の意識改革を進めるための職員研修を積極的に進める。	A 達成		3-1 職員の能力向上及び意識改革 [人事課]研修の効果を高めるための効果測定

	地方分権時代に対応していくため、意欲ある職員を対象とした高度な政策形成能力研修及び法務能力研修を実施する。	地方分権時代に対応する能力を持つ職員を育成していくための研修を推進していく。	A 達成		3-1 職員の能力向上及び意識改革 [人事課]職員研修の充実
	職員能力開発等を推進するため、職員提案制度を推進する。	職員の政策立案能力開発を進めるため、職員提案制度を定め、活用していく。	A 達成		3-1 職員の能力向上及び意識改革 [まちづくり課]職員提案制度の見直し
(7) 外郭団体の組織・経営の見直し	外郭団体の在り方について、次のとおり見直しを行う。				
	市が出資等をしている外郭団体については、団体の自立促進のため、原則として、市職員を派遣しない。	期間内に、市派遣職員については、原則廃止する。	B 実施中		3-3 効率的な組織体制の構築 [人事課]外郭団体への派遣の見直し
	市内にある類似外郭団体に統廃合について指導、助言する。	期間内に、団体の統廃合について指導、助言を行う。	B 実施中	×	3-3 効率的な組織体制の構築
	人事管理や財務諸表等、経営情報の情報公開について指導、助言する。	情報公開し、説明責任が果たされるよう指導、助言する。	B 実施中	×	3-3 効率的な組織体制の構築

4 説明責任・情報公開及び透明性の向上

取組	第1次集中改革プラン		状況 (H21)	第2次集中改革プラン	
	具体的施策	具体的目標		提案	取組事項
(1) 審議会等会議の公開	行政の透明性を高めるため、審議会等の開催内容について、ホームページ等を活用し、原則、すべて公開する。	審議会等の内容を公開し、行政の透明性を高めていく。	B 実施中		2-1 市政情報の積極的な提供 [まちづくり課]審議会等の開催内容の公開
(2) 苦情等への責任ある対応	市政に対する苦情について、特に必要があると認める場合には、中立的な立場から調査し、その結果については、本人に通知することとする。	責任ある対応を果たしていくよう進めていく。	A 達成	×	2-2 市民から信頼される市政の推進
(3) 行政の説明責任	財務諸表や給与等をはじめ、行政情報全般について、市広報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、広く市民に説明していく。	行政運営状況について、市民に理解されるよう、説明責任を果たしていく。	A 達成		2-1 市政情報の積極的な提供 [財政課]予算、決算、財務諸表及び予算編成過程の情報提供
(4) 監査機能の充実	監査機能の充実について検討する。	監査機能を充実させるため、内部監査の充実を図るとともに、外部監査の導入について検討を深める。	B 実施中	×	2-2 市民から信頼される市政の推進

5 市民と行政の協働で築く地域社会の創造

取組	第1次集中改革プラン		状況 (H21)	第2次集中改革プラン	
	具体的施策	具体的目標		提案	取組事項
(1) 市民と行政の相互連携の強化	自らの地域を自主的に運営する機運を高める取組を推進し、計画づくりは市民参画、実施は市民協働を基本とし、市民と行政の相互連携の強化を図る。	すべての地域活動事業について、市民参画、市民協働による自発的な取組となるよう進める。	A 達成		1-3 市民との協働によるまちづくりの推進 [まちづくり課]地域振興会によるコミュニティセンターの指定管理者制度への移行(再) [まちづくり課]地域型市民協働事業の推進 [子ども課]児童室の運営管理の地域への移管 [観光・ブランド課]薬勝寺池フナ釣り大会の見直し [観光・ブランド課]越中だいもん凧まつりの見直し [観光・ブランド課]小杉みこし祭りの見直し [観光・ブランド課]富山新港新湊まつりの見直し
(2) 市民活動の支援による協働の推進	行政とNPOやボランティア団体等の市民活動団体との相互情報交換ネットワークを構築するとともに、NPOやボランティア団体等の設立及び活動について育成、支援を進める。	市民協働を推進していくため、NPO、ボランティア団体等との連携を深めるとともに、活動等についても育成、支援する。	A 達成		1-3 市民との協働によるまちづくりの推進 [まちづくり課]公募提案型市民協働事業の推進